

(19) 奈良教育大学と奈良女子大学との単位互換に関する覚書

(目的)

第1 奈良教育大学と奈良女子大学（以下「両大学」という。）は、国立大学法人奈良国立大学機構設立の目的に沿って、両大学の特色を生かした学生の履修の機会拡充のため、単位互換に関する必要な事項を取り決め、実施する。なお、単位互換制度については、両大学を含む8大学が締結する「奈良県内大学間単位互換協定書」の枠組みがあるが、特に両大学間に限る取組として実施するものについては、本覚書によるものとする。

(受入学生)

第2 単位互換制度の対象は学部学生とし、特別聴講学生として受け入れる。

(授業科目)

第3 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、両大学の協議に基づき、各大学が別に定める。

(学生数)

第4 受入れ学生数は、原則制限しない。ただし、授業の実施に支障がある場合、制限することがある。

(成績評価)

第5 成績評価は、受入大学の定めるところにより実施し、派遣大学に対し通知する。

(単位認定)

第6 派遣大学は、受入大学の通知に基づき、単位の認定を行うものとする。なお、単位認定に関する必要な事項は、派遣大学においてこれを定める。

(手続)

第7 派遣大学及び受入大学が行う手続については、次のとおりとする。

(1) 派遣大学は、履修希望学生の願い出を取りまとめ、受入大学に申請する。受入大学は、速やかに派遣大学へ受入れの可否を通知する。

(2) 学生の休学または退学等の異動があった場合、派遣大学は速やかに受入大学に通知する。

(施設の利用と規則の遵守)

第8 履修上必要とする施設・設備の利用については、受入大学の定めるところによるものとし、履修学生は、受入大学の規則等を遵守するものとする。

(その他)

第9 本覚書の実施に関し必要な事項は、各大学において別に定める。また、本覚書は、両大学の合意の下に、必要に応じて見直すことができる。

附 則

この覚書は、令和5年4月1日から施行する。

本覚書は2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自が1通を保管する。

令和5年3月10日

奈良教育大学長

奈良女子大学長